

お申込後、申込内容をご確認させていただくためにリクルートフロントインシュアから申込者様、勤務先、緊急連絡先、連帯保証人にご連絡させていただく場合がございます。

賃貸借申込内容	契約種別	普通借家 <input checked="" type="checkbox"/> 定期借家はここにチェックして下さい <input type="checkbox"/>	入居予定	20 年 月 日	ごろ	前家賃(予定)	月分まで受領予定	
	物件所在地	フリガナ 〒 都道府県				家賃	円	
	物件名	フリガナ		間取り・㎡数 () R・K・DK・LDK ㎡数 () ㎡		管理費 共益費	円	
	敷金(保証金)	円	退去償却(解約引き)	円	礼金	円	駐車料金	円
	取扱会社様へ：申込書は全ての項目を埋めてください。情報が無い場合は「なし」とご記入ください。空欄がある場合、確認のため審査にお時間を頂きます。						その他費用	円
車種 (駐車場ご利用時)	[]		[]		月額請求額計		(1)+(2)+(3)+(4) 円/月	

申込者・賃借人(乙)	現住所	フリガナ 〒 都道府県					
	会社名	フリガナ	電 代 表	-			
			話 担 当 部 署	-			
	代表者氏名	フリガナ	担 当 部 署	担当者名			
			企 業 H P	http://			
事業内容	1.金融機関 2.不動産 3.建築/工事 4.製造 5.IT関連 6.広告 7.小売/サービス 8.陸運 9.教育 10.医療機関 11.その他()						
入居理由	1.社宅 2.転勤 3.事業拡大のため 4.立地・環境 5.手狭 6.賃料 7.その他()						
設立日	(西暦) 年 月	上場・非上場	資本金	年 商	従業員数	名	

連帯保証人(丁)	現住所	フリガナ 〒 都道府県						
	氏名	フリガナ	続柄(関係)	電 固 定	-			
				話 携 帯	-			
	性別	男・女	生年月日(西暦)	19 年 月 日()歳	運転免許証番号			
	お勤め先	フリガナ	年収(税込)	万円	月収(税込)	万円		
	フリガナ	部 署 ・ 役 職	勤続年数	年	ヶ月			
	フリガナ	住 所	〒 都道府県	勤務先電話	-			

入居者欄	入居される方	1.代表者 2.代表者および家族 3.社員 4.社員および家族 5.その他()					
	氏名	性別	続柄	生年月日(西暦)	携帯電話番号	年収(税込)	勤務先会社名および連絡先
		男・女				万円	
		男・女				万円	
	男・女				万円		

●反社会的勢力に該当しない旨の表明・保証

私(申込者)は、現在及び将来において、自己、自己の役員、連帯保証人及びその他入居予定者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜する団体又は特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当しないこと及び次の各号のいずれかにも該当しないことを表明し、保証します。

①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること③自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること④暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること⑤役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

上記申込内容及び上記表明保証に相違がないことを確認いたしました。

申込者署名欄
(ご本人直筆でご署名ください)

(部署名または会社との関係)

月額賃料等は振込を希望する はい いいえ
※振込をご希望でない場合は、口座振替でのお支払となります。また振込手数料はお客様負担となります。

備考欄
商品コード：001-005-55

賃借人(甲)：賃貸借契約書に記載の賃借人 保証会社(丙)：東京都中央区銀座2-4-17 株式会社リクルートフロントインシュア

仲介会社 ※住所・社名・電話/FAX番号・担当者名をご記入ください。	管理会社 ※住所・社名・電話/FAX番号・担当者名をご記入ください。
株式会社	株式会社アークホーム・ジャパン
	愛知県名古屋市中区大曾根1丁目9-1
	TEL:052-911-1122 FAX:052-911-5611
ご担当者印 又はサイン	ご担当者印 又はサイン
店頭にて申込者様への契約内容の説明およびご本人確認を行いました。	

保証委託契約

賃借人(以下「乙」という)と株式会社リクルートフォレントインシュア(以下「丙」という)とは、賃貸人(以下「甲」という)と乙の間で締結された、表面記載の賃貸物件(以下「本物件」という)の賃貸借契約(詳細は別紙賃貸借契約のとおり、以下「原契約」という)に関し、次のとおり保証委託契約(以下「本契約」という)を締結する。

第1条(保証委託契約)

乙は、丙に対し、第3条第1各号記載の金銭の支払債務に関し、次条以下に定める内容に従い、連帯保証人となることを承諾し、丙はこれを受諾した。

第2条(保証委託料等)

①乙は、丙に対し、保証委託料として、表面記載の初期保証委託料を本契約締結時に支払うものとする。

②乙は、丙に対し、第12条所定の保証期間中、表面記載の賃貸借契約開始日(以下「前日」)に、金10,000円を保証委託料として支払うものとする。

③原契約が明満了前に終了した場合、又は第3条第1に定める賃料等が保証期間の途中で減額された場合であっても、乙は、本条①及び②により支払った保証委託料の返還を丙に請求できないものとする。

第3条(保証の範囲)

①丙は、甲に対し、乙が甲に対して負担する債務のうち、次の各号に定める金銭の支払債務(乙が丙の許可なく、居住用以外の用途で本物件を賃借している際に生じた金銭の支払債務を除く)を、乙と連帯して保証する。但し、本契約の締結に際し、乙が丙に対し、自己の年収額、勤務先及び入居者等保証委託及び立替私委託申込書に記載された丙の定める重要事項について虚偽申告を行っていた場合並びに甲と丙の間で締結される賃貸借契約所定の免責事項に該当する場合はこの限りではない。

②原契約に基づいて乙が負担する、家賃、管理費、共益費及び駐車場料金その他毎月定期的に家賃と共に支払われる費用のうち表面記載の金額(以下、総称して「賃料等」という)の滞納分

③原契約に基づいて乙が甲に対し負担する、水道使用料及びガス使用料等(以下、「変動費」と総称し、前号に定める「賃料等」には変動費も含むものとする)の滞納分

前更新料

④原契約回復費用(但し、国土交通省住宅局が平成25年8月に公表した「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン(再改訂版)」(改訂があった場合には、改訂後の内容をこの旨に準拠して、乙が負担することが合理的であると丙が判断した範囲に限る。以下同))

⑤原契約が解除された場合に生じる、解除後本物件明渡しまでの間の賃料等相当損害金

⑥原契約を解除する正当な理由が存在すると丙が判断する場合において、本物件明渡しまでに要する通知、支払督促、訴訟等の他法的経費を支払ったために、甲が丙への保証委託支出した費用(弁済手数料を含む)相当損害金

⑦本契約に基づき丙が保証する金額及び乙と丙との間の立替私委託契約(以下「本立替私委託契約」という)に基づき丙が立替私を行う金額の総額は、本契約及び本立替私委託契約締結時家賃の48ヶ月分相当する金額を上限とする。

⑧丙は、次の債務については、甲と丙との間に特約なき限りその責を負わない。

①退去予告通知義務違反の場合における違約金等

②早期解約による違約金等

③戦争、地震、天変地異等不可抗力によって生じた損害

④火災、ガス爆発、自殺等の故意・過失行為によって生じた損害

⑤その他、本条⑧に含まれない債務

第4条(保証委託及び立替私委託申込書並びに原契約の変更等の届出)

本契約締結後、別紙「保証委託及び立替私委託申込書」並びに「原契約の届出内容」に変更が生じたとき、又は、原契約の終了が決定したときは、乙は、丙に対し、速やかにその旨及びかかる変更の内容を届出しなければならない。

第5条(保証債務の履行)

①乙が原契約に基づき負担する債務の履行の全部又は一部を滞滞した場合、丙は、乙に対する何らの通知なくして甲又は甲から賃料等の集金管理業務の委託を受ける者(以下「管理会社」という)に対して保証債務の履行として乙を支払い、次項に基づき乙に求償することができる。なお、丙は、本立替私委託契約に基づき乙が甲に対して支払った賃料等の滞納分にかかる支払債務を、乙の丙に対する次項に定める償還債務の一部として取り扱うことができる。

②丙が保証債務を履行したとき、乙は、丙に対し、次の各号に定める金額を前日に償還しなければならぬ。

①丙の甲に対する保証債務の履行額

②丙の丙に対する保証債務の履行のための費用

③丙の乙に対する求償権行使又は保全に要した費用

④乙が原契約に基づき甲に対して負担する債務を履行しないことにつき正当な事由がある場合、乙は、丙に対し、当該債務の履行の前日までに当該債務の委託を受ける者(以下「管理会社」という)に対して保証債務の履行として乙を支払い、次項に基づき甲、前項の事由の存在を理由に丙の内部請求を拒むことができない。

⑤乙が甲に対して償還すべき金額の支払いを滞滞したときは、乙は、丙に対し、その滞滞の日より支払い済みに至るまで年14.6%の割合による遅延損害金を支払わなければならない。

⑥甲が原契約を解除して本物件の明渡しを受けたために必要であると、丙が判断した場合には、丙は、一定期間、保証債務の履行を停止することができる。当該停止による乙の損害につき、免責されるものとする。

⑦乙は、丙が甲から賃料等の取納代行事務(以下「取納代行」という)の委託を受けたことを認め、丙に対し、賃料等の支払いを行うものとし、当該支払いを拒むことができないものとする。但し、甲と丙との特約により丙が取納代行を行わない賃料等、並びに乙が甲に対して負担する更新料及び原状回復費用については、取納代行の対象に含まず、乙は甲に対して直接支払うものとする。

⑧甲が賃料等の支払いを合計して3ヶ月分以上滞滞した場合、丙は、当該支払滞納分の賃料等が乙により決済されるまでの間、甲又は管理会社に通知の上、取納代行を停止することができる。

第6条(事前求償)

①次の各号のいずれかに該当する事由が発生したとき、乙は、保証債務の履行前であっても、乙に対し事前の求償権を行使することができる。

②乙が原契約又は本契約の各条項に違反し求償権の保全を必要とする相当の事由が生じたとき、

③乙が取戻費、取戻料、強制執行及び保証債務の履行としての必要の申立を受けたとき、

④丙について破産手続開始、特別清算手続開始、民事再生手続開始又は会社更生手続開始の申立があったとき、

⑤丙の責に帰すことのできる事由により丙に乙の所在が不明になったとき、

⑥丙が前号により乙に対して求償権を行使する場合、乙は、民法第401条に基づく抗弁権を主張できないことを予め承諾する。

第7条(遵守事項)

①乙は、原契約の各条項を誠実に遵守しなければならない。

②甲の如何を問はず原契約が終了した場合、乙は、本物件から速やかに退去して本物件を甲に明渡さなければならない。

第8条(特則)

①丙は、法令上認められている場合、乙の承諾がある場合等の正当な理由がある場合、以下の行為を行うことができるものとする。

②乙において賃料等の滞納が生じたときに、乙に対し、電報、電話、訪問、又は掲示・差し置き、封書による通知等相当の手段により支払を行うよう督促を行うこと、

③乙の支払及び本物件の利用状況を確認するために、本物件の台建を甲から借り付けて本物件に立ち入ること、

④乙に代わって、原契約を解除すること、

⑤乙が甲から指定した緊急連絡先その他の関係者と連絡すること

⑥乙は、以下の各号に該当する事由が発生し、甲乙間の信頼関係が破綻したと認められる場合、丙に対し、乙に代わって原契約を解除する権限をここに授与する。

①乙が、原契約に基づく賃料等の支払を相当期間行わなかったとき、

②乙が、乙又は甲から届出を受けた連絡先に督促を行ったにもかかわらず、相当期間乙本人との会談又は面談を行うことができないとき、

③電気、ガス、水道の利用状況、郵便物の状況等から、乙が本物件において通常の生活を営んでいないと認められるとき、

④甲の如何を問はず、原契約が終了した場合、丙は、乙の退去手続を立ち余うことができる。

⑤乙は、原契約解除後、以下の各号のいずれかに該当する事由が発生した場合、本物件の明渡しが成立したときみなすことに同意する。

①電気、ガス、水道の利用状況、郵便物の状況等から、乙が本物件において通常の生活を営んでいないと認められるとき、

②本物件の鍵が甲に返却されたとき、又は本物件の室外に置かれたとき、

③前項による明渡しの成立に際して本物件の明渡しが成立した場合、乙は、本物件に残置された動産物の所有権を放棄し、丙が当該動産物を搬出、運搬、保管、処分することに何ら異議を申し出ないものとする。

第9条(動産物の保管)

①前条による明渡しの成立に限らず本物件の明渡しが成立した場合、丙は、動産物を保管する目的で、防犯及び本物件保全のための措置を講ずることができる。

②前項に定める丙による動産物の保管期間は3ヶ月とする。この期間中に乙が丙の保管する動産物を引き取らない場合、乙は、以後丙がかかる処分をしてい、異議を述べないものとする。

③丙による動産物の保管に要した一切の費用は、乙が負担するものとし、乙は、丙に対し速やかに当該費用を支払うものとする。

第10条(再委託)

丙は、本契約に基づき、受託又は授権された事務の一部を丙が任意に選定する第三者に再委託することができるも

のとする。

第11条(譲渡担保)

①乙は、本契約に基づき丙の乙に対する一切の債権を担保するため、原契約に基づき乙の甲に対する敷金・保証金等返還請求権を丙に譲渡し、丙はこれを譲り受けた。

②乙は、原契約に基づく敷金・保証金等返還請求権について、丙以外の者への譲渡・担保貸入その他の処分をしてはならない。

第12条(保証期間)

①本契約に基づき委託される保証期間は、特約の定めが無い限り表面記載の賃貸借契約開始日から、本物件の明渡しまでとする。但し、甲、乙、丙の三者間における合意が成立した場合には、この限りではない。

②前項にかかわらず、以下に定める事由のいずれかが発生した場合、その時をもって、本契約に定める丙の甲に対する保証は終了するものとする。但し、当該事由につき丙の書面による事前の承諾があった場合にはこの限りでない。

①本物件の用途が変更された場合、

②乙の原契約上の地位が第三者に移転した場合、

③原契約に基づく賃借権の譲渡・転貸等がなされた場合又は本物件の占有者に退却・変更等があった場合、

④原契約の内容に重大な変更があった場合、

第13条(定期借家契約)

原契約が定期借家契約の場合において、原契約が期間満了により終了し、甲乙間で再契約が締結されたときは、乙は、別途丙と新規の保証委託契約を締結し、丙に対し初期保証委託料を支払うものとする。

第14条(連帯保証人)

①本契約の連帯保証人(以下「丁」という)は、本契約の各条項を承諾のうえ、丙に対し、乙が本契約に基づき丙に負担する一切の債務について、乙と連帯して保証することを約し、また丙はこれを承諾した。

②乙は、丁に対し、原契約を解約する権限、甲からの解約を承諾する権限、本物件を明渡す権限及び本物件に残置された動産物の搬出・運搬・保管・処分を行う権限を委任するものとする。

③丁は、丙の請求がある場合、前項により乙から授けられた権限を速やかに行使しなければならないものとする。

④丁が原契約に基づく連帯保証人となっている場合、丙丁間の未償還額は以下のとおりとする。

①丙が本契約に基づく保証債務を履行した場合、丙は、丁に対して当該保証債務全額を求償することができるものとする。

②丁が原契約に基づく保証債務を履行した場合、丁は丙に対して何ら求償することができないものとする。

③丁が連帯保証人としての能力を喪失した場合、又はその能力に著しい変動が生じた場合、丙は、ただちに丙にこの旨を通知するとともに、丙の同意を得た連帯保証人を立てなければならぬものとする。

第15条(原契約の変更)

①乙が原契約を変更する場合(但し、賃料等の減額を除く)には、丙の書面による事前の承諾を取得するものとし、かかる承諾なくして原契約の変更は、丙に対しては効力を生じないものとする。

第16条(反社会的勢力の排除)

①乙及び丁並びに丙は、相手方に対し、現在及び将来において、自己(乙については入居者を含む)及び自己の役員が暴力団、暴力団関係、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等組織の構成員又は特殊技能暴力集団等の他にこれらに準ずる者(以下これを「暴力団員等」という)に該当しないこと及び次の各号のいずれかに該当しないことを表明し、保証する。

②暴力団員等が経営を支配していること認められる関係を有すること

③暴力団員等が経営に実質的に関与していること認められる関係を有すること

④丙に前号又は第3号の不正の利益を目的とし又は第三者に損害を加える目的をもってすると、不当に暴力団員等を利用してし、こと認められる関係を有すること

⑤暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど他の関与をしていること認められる関係を有すること

⑥役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

⑦乙及び丁並びに丙は、自ら(乙については入居者を含む)又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をしてはならない。

①暴力的な要求行為

②法的な責任を超えた不当な要求行為

③原契約を締結し、偽造の署名を捺し、又は暴力を用いる行為

④原契約を締結し、偽造の署名を捺し、又は暴力を用いて相手方の権利を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為

⑤その他前号に準ずる行為

⑥次の各号に定める者又はその役員が①の表明事項に関して虚偽の申告をし、暴力団員等若しくは⑥各号のいずれかに該当し、又は前項各号のいずれかに該当する行為をしたことが判明した場合の甲乙丙間の権利義務関係は、当該各号に定めるとおりとする。

第17条(個人情報の取り扱いに関する同意)

乙及び丁は、丙による個人情報の取り扱いについて、別紙「個人情報の取り扱い」に関する事項に同意する。

第18条(追加の措置)

乙は、本契約の目的を達するために丙が必要又は適切とみなす契約書その他の書類の作成、調印を丙から要求された場合は、これを速やかに作成、調印して丙に交付するものとする。

第19条(協議事項)

本契約で定めのない事項については、乙及び丙は、関係法規及び慣習等に依り、誠意をもって協議の上処理するものとする。

第20条(管轄裁判所)

本契約に関する一切の紛争は、法令に定める管轄裁判所のほか、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

立替私委託契約

賃借人(以下「乙」という)と株式会社リクルートフォレントインシュア(以下「丙」という)とは、賃貸人(以下「甲」という)と乙の間で締結された、表面記載の賃貸物件(以下「本物件」という)の賃貸借契約(詳細は別紙賃貸借契約のとおり、以下「原契約」という)に関し、次のとおり立替私委託契約(以下「本契約」という)を締結する。

第1条(立替私委託契約)

①乙は、丙に対し、原契約に基づき乙が甲に対して支払うべき賃料等(乙が丙の許可なく、居住用以外の用途で本物件を賃借している際に生じた賃料等を除く)を丙が乙に代わって甲又は甲から賃料等の集金管理業務の委託を受ける者(以下「管理会社」という)に対して支払うこと(以下「立替私」という)を委託し、丙はこれを受諾した。なお、乙が甲に対して負担する更新料及び原状回復費用については、立替私の対象に含まず、乙は甲に対して直接支払うものとする。

②原契約の定めにかかわらず、乙は、立替私の対象となる賃料等を、丙の指定する支払方法及び支払期日に従い、丙に対し毎月一括して支払うものとする。

③丙は、乙が丙に対する賃料等の支払いを滞滞した場合には、立替私を停止することができる。

④本契約に基づき丙が立替私を行う金額及び乙と丙との間の保証委託契約(以下「本保証委託契約」という)に基づき丙が保証する金額の総額は、本契約及び本保証委託契約締結時家賃の48ヶ月分相当する金額を上限とする。

第2条(保証委託契約の規定の準用)

①本保証委託契約第3条(前文但書、第3条第3項文及び第4項文)から第7条(第20条)までの規定は、本契約について準用する。

②前項の場合において、次の各号における本保証委託契約の条項中の用語については、当該各号に定める用語に読み替えるものとする。

①第3条(前文但書)中の「但し、本契約の締結に際し」とあるのは「本契約の締結に際し」と読み替える。「この限りではない」とあるのは「丙は、立替私を行わない」と読み替える。

②第5条(前文、①及び丁並びに第5条)中の「保証債務」とあるのは「立替私債務」と読み替える。

③第12条(①中「保証期間」とあるのは「立替私期間」と読み替える。

④第12条(前文)中の「保証は終了する」とあるのは「立替私は終了する」と読み替える。

⑤第13条(前文)中の「保証債務を総括し、丙に対し初期保証委託料を支払う」とあるのは「新規の立替私委託契約を締結する」と読み替える。

⑥第14条(①中「保証債務」とあるのは「立替私債務」と読み替える。

⑦第16条(①中「権利の行使及び保証債務」とあるのは「立替私債務」と読み替える。

